

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 緑風会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑風会(以下「法人」という。)の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員、吉富鳳寿園入所検討委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬、費用弁償及び慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬を支給する業務)

第2条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 理事会の出席
- 二 評議員会の出席
- 三 監事による監査等
- 四 行政機関による実地指導等の立会
- 五 評議員選任・解任委員会の出席
- 六 吉富鳳寿園入所検討委員会の出席
- 七 その他、理事長が必要と認めた業務

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、次の各号に定める額に1日あたりの出席日数を乗じて得た額とする。ただし、同日に複数の業務に従事する場合、報酬は高額の業務を適用し、重複して支給しないものとする。

- 一 前条第一号、第二号及び第四号、第五号、第六号の業務 5,568円
- 二 前条第三号の業務 11,137円(監事が公認会計士または税理士等の場合は22,274円とし、理事長の依頼に基づき、社会福祉充実計画の承認申請に関連する手続を実施する)
- 三 前条第七号の業務 業務内容に応じて理事長が決定する

(費用弁償の対象となる事項)

第4条 費用弁償の対象となる事項は、次の各号に定めるところによる。

- 一 第2条第一号から第六号の業務に従事するために要した交通費
- 二 外部研修会の参加に要した交通費
- 三 借入金の申請及び返済に伴う業務に要した交通費
- 四 その他、理事長が必要と認めた業務に要した費用

(費用弁償の額)

第5条 費用弁償の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第一号の業務 「吉富鳳寿園旅費規程」に規定する額(施設長の旅費に相当する額)。ただし、吉富町、上毛町、豊前市、築上町、行橋市、みやこ町、苅田町及び中津市については支給しない。
- 二 前条第二号、第三号の業務 「吉富鳳寿園旅費規程」に規定する額(施設長の旅費に相当する額)
- 三 前条第四号の業務 業務内容に応じて理事長が決定する

(慶弔の対象となる事項)

第6条 慶弔の対象となる事項は、別紙に定めるところによる。ただし、社会通念上、理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

(慶弔の額)

第7条 慶弔の額は、別紙に定めるとおりとする。ただし、社会通念上、理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

(適用除外)

第8条 施設職員であって、法人の役員等を兼務する者については、報酬、費用弁償は支給しない。ただし、やむを得ず、法人の経営する施設外で当該業務に従事する場合は、この限りではない。

(雑 則)

第9条 この規程の定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。